第４章　福祉計画で取り組むこと

第４章　福祉計画で取り組むこと

１　福祉エリア（日常生活圏域）の見直しによる「地域力」の強化

本市では、これまで人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域等を考慮した６つの区域を福祉エリア（日常生活圏域）として、福祉施策を進めてきました。

福祉施策を取り巻く現状としては、福祉ニーズの多様化・複雑化に伴い、個人や世帯が抱える様々な福祉課題について一体的な対応や、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築が求められています。

また、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」や、「制度の狭間」の問題等が表面化し、公的な福祉サービスの充実のみならず、地域における住民の支え合いによる仕組みづくりが必要となっています。

国においては、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、地域の生活課題を包括的に受け止める体制の構築等を進めています。

このようなことから、多様な福祉課題を抱えた個人や世帯に対し、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援や、地域住民を始めとした地域の多様な活動主体の参画及び地域における住民の支え合いによる仕組みづくりを構築し、総合的・包括的な相談体制を充実させていく必要があります。

この体制づくりは、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域で行うことがより効果的であることから、従来の福祉エリア（日常生活圏域）を見直すこととしました。

本市には、地域に根ざし、住民に身近な文化センターが１１か所あります。各文化センター圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」等の多様な地域資源が存在し、地域における支え合いの仕組みづくりが進められています。また、文化センターを中心とした相談機能の充実を図っていることから、新たに設定する福祉エリア（日常生活圏域）は、文化センター圏域を基礎とした１１のエリアに設定するものです。

このエリアは、福祉分野以外でも共通の基盤となっているものがあることから、多様な分野における連携が期待できます。市民の意識も文化センターを中心としたものとして定着し、まとまりつつあります。今後は、地域活動の基礎を福祉エリアとしながら支え合いの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化[3]を進めていきます。

---

[3] 「地域力」の強化：地域共生社会の実現を目指し、住民に身近な圏域において、地域の問題を「我が事」として捉え、解決を試みることができるような地域づくりを充実していくことをいいます。

図表4－1　福祉エリア（日常生活圏域）

2　協働による福祉の取組の促進

本市の地域共生社会の考え方に沿って、自治会・町会等の身近な地域、福祉エリア、市全域での協働を進めます。そのために、最初のステップとしては、「挨拶」、「声掛け」等を通して、「地域で話す機会」を増やし、帰属意識を育むことが考えられます。次のステップとしては、地域に暮らす同じ悩みを持つ人と「知り合い」、我が事として問題を考え、「ニーズを共有する」ことが考えられます。

今回の調査においても、自立生活の支援、短時間ケア、娯楽・外出支援等のニーズ、従来の介護予防についても送迎付きのプログラムでの実施等、多様な福祉ニーズが確認されました。

本市では、これらの福祉ニーズ・課題を、協働や多職種の連携によって、専門職や地域人材等を育てる「担い手の確保・育成」、多様な福祉ニーズに応える「医療・介護、生活支援の仕組みづくり」等を行うことで、制度の狭間にある課題への対応と切れ目のない支援を実現することでソーシャルインクルージョンを促進し、地域共生社会の実現を目指します。

図表4－2　本市における、地域共生社会の実現を目指した「協働の仕組み」づくりのイメージ

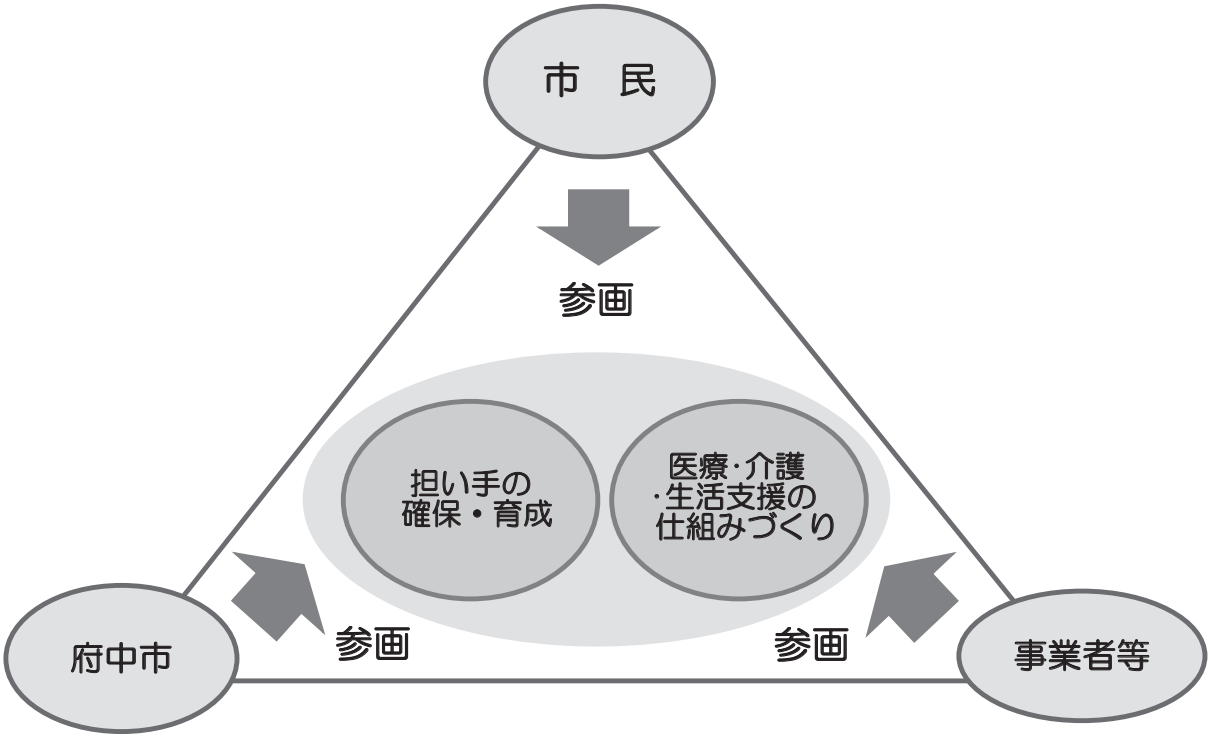

3　多様な主体が参画し、連携するネットワークづくり

複合的な福祉課題を抱えた個人や世帯に対しては、福祉施策の横断的な連携による切れ目のない支援を行うことが課題となっています。この課題に対応するため、専門性の高い、総合的・包括的な相談支援体制を充実させていく必要があります。

そのためにまず、分野別相談支援機関のネットワークをつなぎ、さらに、地域の相談機能とも連携し、①断らない相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）、②参加支援（本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかし、就労支援等を提供しながら社会とのつながりを支援）、③地域づくり支援（地域社会からの孤立を防ぎ、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す）を進めていきます。

それらを通じて、多様な主体が参画し、連携する包括的支援のネットワークを構築していきます。

図表4－3　本市の多機関協働による包括的な支援体制ネットワークのイメージ

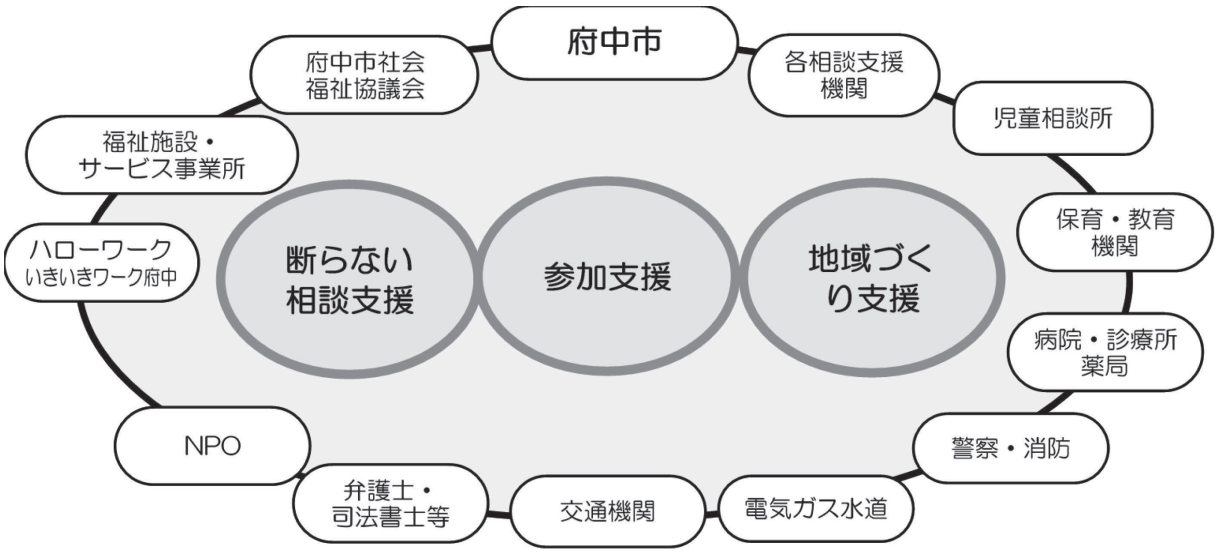

※各相談支援機関：地域包括支援センター、地域生活支援センター、基幹相談支援センター、子ども家庭支援センター、男女共同参画センター等

４　災害時における、避難行動要支援者への支援

本市では、災害時に支援が必要な方を対象として、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行い、自治会・町会等や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携しながら緊急時の支援体制づくりを進めてきました。

また、近年では震災、風水害、感染症等の被害が増えており、高齢者や障害のある人等が、地域で安心して暮らし続けるためには、専門機関と連携しながら地域で情報共有することが、ますます重要になっています。

そこで、本市では、市民に的確な情報を提供するとともに、一層の住民同士のつながりを支援し、そのことにより住民が互いを知り、日頃の支え合いを深めることで、災害発生時の安否確認や避難所への円滑な誘導を促す避難支援体制の充実を図ります。

あわせて、多様なニーズに配慮した避難所の確保や移送支援が可能となるよう緊急時支援体制の強化を進めます。

５　「新しい日常（新しい生活様式）」への支援

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、市民の日常生活は大きく変化しています。

これまで福祉分野では、人や地域とのつながりを高め、幸福感や生活の質を向上するための施策が推進されてきました。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染症の問題では、社会的な距離を確保するために地域住民が外出や交流を控え、その結果、外出や交流の機会の減少により地域からの孤立化が課題となっています。また、重症化しやすいとされる高齢者や障害のある人、療養者への配慮や、子どもや子育て世帯及び経済的困窮のある方等への様々な支援、情報伝達の仕組みづくりも重要となっています。

具体的には、地域生活を継続するための、買い物支援や家事援助等の「生活支援」、様々な手段での情報提供、また、新しい生活様式において重要な役割を持つオンラインやデジタル機器の利用に関する支援等の「コミュニケーションの支援」、新型コロナウイルス感染症に配慮した介護保険、障害福祉サービス支援、外出支援、認知症ケアの支援等の「介護支援の充実」、生活困窮世帯やひとり親世帯への支援等の「セーフティネットの充実」が考えられます。

以上のことに対応するため、本市では今後、各分野及び横断的な視点からの「生活支援」、「コミュニケーションの支援」、「介護支援の充実」、「セーフティネットの充実」等を図っていきます。